



JSG ニュースレター
<Tax>
「文化創意産業発展法」
一部条文改正案が行政院の審議を通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2023年4月6日付で「[文化創意産業発展法](#)」の一部条文改正案が行政院の審議を通過しました。今後、立法院に上程し、審議されます。当該改正案の租税優遇に関する規定は下表のとおりです。

重要な項目	ポイント
営利事業の寄付金限度額 (第26条、改正なし)	<ul style="list-style-type: none">● 営利事業は以下の寄付金のうち、その総額が新台幣ドル1,000万元または所得金額の10%以内であれば、当該年度の損金に算入することができる。<ol style="list-style-type: none">1. 台湾国内の文化創意産業が独自に制作した製品またはサービスを購入し、学校、機関、団体を通じて、学生または社会的弱者に対して行う寄付。2. 遠隔地(地方)で行われる文化創意活動への寄付。3. 育成センター設立のための文化創意事業への寄付。

	4. その他の中央主管機関が認定した事項に対する寄付。
研究開発および人材育成の投資支出に対する税額控除 (第 27 条、改正なし)	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化創意事業の研究開発および人材育成に投じた支出は、関連する税法またはその他の法規定により、税額控除の対象となる。
営利事業が投資する場合の税額控除 (第 27 条の 1、追加改正案)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資者：会社またはリミテッド・パートナー事業。 ● 適格投資要件： <ol style="list-style-type: none"> 1. 文化創意事業に現金で投資し、その期間が 2 年以上に達する。 2. 中央主管機関が承認した文化創意事業の<u>プロジェクト</u>への現金投資額が投資日から 2 年以内に減少していない。 ● 投資税額控除：投資金額の 20% ● 控除期間および限度額：納付すべき営利事業所得税が生じた年度から 5 年以内において、各年度の納付すべき営利事業所得税額から控除する。ただし、各年度の控除額の合計は、当該年度の納付すべき営利事業所得税額の 50% を上限とする。
個人が投資する場合の税額控除 (第 27 条の 2、追加改正案)	<ul style="list-style-type: none"> ● 適格投資要件： <ol style="list-style-type: none"> 1. 設立 2 年未満のハイリスクな新規文化創意事業に対し、年間で新台幣ドル 50 万元以上を現金投資し、その保有期間が 2 年以上に達する。 2. 規定に該当する文化創意事業<u>プロジェクト</u>に対し、年間で新台幣ドル 50 万元以上を現金投資し、その保有期間が 2 年以上に達する。 ● 控除額：投資金額の 50% ● 控除期間および限度額：投資日から満 2 年となる当該年度の個人総合所得総額から控除する。本項およびその他の法令で定める投資金額控除の優遇措置を適用する場合、当該年度の控除額合計は新台幣ドル 300 万元を限度とする。
優遇措置の重複適用は不可 (第 27 条の 3、追加改正案)	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の法令による租税優遇をすでに享受している場合、同一の事項について、本法に定める租税優遇措置を重複適用することはできない。
機器、設備の輸入にかかる輸入税の免除 (第 28 条、改正なし)	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化創意事業が台湾国外から輸入した機器、設備について、中央目的事業主管機関の証明に基づき、經濟部より台湾国内で製造していないことの個別申請承認を得たものは、輸入関連税金が免除される。

勤業衆信の見解

1. 今般の改正案では、文化創意産業への投資促進のため、投資者の租税優遇措置が追加されています。また、文化創意事業への投資を奨励するだけでなく、映画・音楽産業でよく見られるプロジェクト型投資など、実務上の需要にも対応したものとなっています。例えば、映画会社が製作する映画への投資なども文化創意事業のプロジェクトに合致すれば、租税優遇を享受することができます。新たに追加される租税優遇措置をタイムリーに適用し、より大きなリターンが得られるよう、法改正の進捗状況や今後の関連細則の規定内容にご留意ください。
2. 投資家がベンチャーキャピタル事業者である場合、当該ベンチャーキャピタル事業の営利事業株主またはパートナーは、その持分比率・出資比率に応じて投資に対する税額控除を受けることができます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



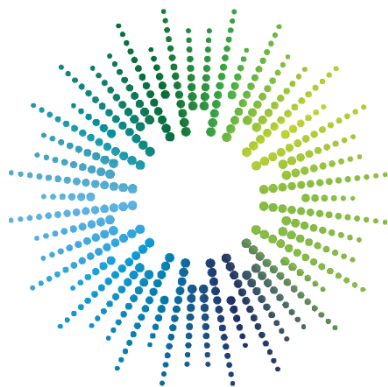
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2023 勤業衆信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

《文化創意產業發展法》部分條文修正草案

- [《文化創意產業發展法》部分條文修正草案](#)於 112 年 4 月 6 日經行政院會通過，將送請立法院審議。謹彙整租稅優惠之相關規定表列如下：

重要項目	重點內容
營利事業捐贈限額 (第 26 條，未修正)	營利事業所為下列之捐贈，其捐贈總額在新臺幣 1,000 萬元或所得額 10%之額度內，得列為當年度費用或損失。 <ol style="list-style-type: none">1. 購買由國內文化創意事業原創之產品或服務，並經由學校、機關、團體捐贈學生或弱勢團體。2. 偏遠地區舉辦之文化創意活動。3. 捐贈文化創意事業成立育成中心。4. 其他經中央主管機關認定之事項。
研究發展及人才培訓支出投資抵減 (第 27 條，未修正)	<ul style="list-style-type: none">• 投資於文化創意研究與發展及人才培訓支出金額，得依有關稅法或其他法律規定減免稅捐。

<p>營利事業投資人之投資抵減稅額 (增訂第 27 條之 1 草案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 投資人：公司或有限合夥事業。 • 符合投資： <ol style="list-style-type: none"> 1. 現金投資文化創意事業達 2 年； 2. 現金投資經中央主管機關核定之文化創意事業之專案，自其投資日起 2 年內未減少原始投資金額。 • 投資抵減稅額：投資金額 20% • 抵減年限及限額：自其有應納營利事業所得稅之年度起 5 年內抵減各年度應納營利事業所得稅額。但須注意其每一年度得抵減總額，以不超過當年度應納營利事業所得稅額 50%為限。
<p>個人投資人之投資金額減除 (增訂第 27 條之 2 草案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 符合投資： <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一年度現金投資個別成立未滿 2 年之高風險新創文化創意事業達 50 萬元，其持有期間達 2 年者， 2. 同一年度現金投資符合規定之文化創意事業專案達 50 萬元並持續達 2 年者， • 減除金額：投資金額 50% • 減除年限及限額：自投資後屆滿 2 年之當年度個人綜合所得總額中減除。適用本項及其他法令所定投資金額減除優惠時，其當年度合計得減除總額以不超過 300 萬元為限。
<p>不得重覆適用優惠 (增訂第 27 條之 3 草案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 已依其他法令享有租稅優惠者，不得就同一事項重複享有本法所定之租稅優惠。
<p>進口機器設備免徵進口稅捐 (第 28 條，未修正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 文化創意事業自國外輸入自用之機器、設備，經中央目的事業主管機關證明屬實，並經經濟部專案認定國內尚未製造者，免徵進口稅捐。

勤業眾信觀點

1. 本次修訂主要新增投資人租稅優惠，以引導資金投入文化創意產業。除獎勵投資符合規定的文化創意事業外，更因應影視音產業實務常見的專案型投資，如投資人參與投資影視公司拍攝一部電影，新增獎勵投資符合規定的文化創意事業之**專案**亦可享有租稅優惠。投資人應注意修法進度及未來子法規的規範內容，以適時掌握申請適用新增之租稅優惠，增加投資報酬。

2. 營利事業投資人若為創業投資事業，則由該創業投資事業的營利事業股東或合夥人依持股比例享有投資抵減稅額，並依規定抵減應納稅額。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為 “Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為 “Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡 (統稱為 “Deloitte 組織”) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 (明示或暗示)，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2023 勤業眾信版權所有 保留一切權利